那覇市観光振興事業費補助金交付要綱

平成28年3月9日

(経済観光部長決裁)

　平成29年3月15日

(経済観光部長決裁)

平成30年3月27日

(経済観光部長決裁)

　　平成31年3月25日

(経済観光部長決裁)

　令和2年3月25日

(経済観光部長決裁)

令和3年3月26日

(経済観光部長決裁)

改正　令和4年3月29日

（経済観光部長決裁）

（趣旨）

第1条　この要綱は、那覇市観光振興事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2　市長は、補助事業者が行う補助事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（交付の目的）

第2条　市長は、那覇市観光基本計画に定める将来像の実現に寄与する事業を行う者（以下「事業者」という。）の事業の実施に要する経費に対し、補助金を交付することにより、「人も、まちも活きいき、美ら島観光交流都市」の実現を目指すことを目的とする。

（用語の定義）

第3条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）この要綱において「補助事業」とは、事業者の実施する事業で、前条の目的を達成するため、特に補助の必要があるものとして選定した事業をいう。

（2）この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

（交付の対象及び経費区分）

第4条　補助金の交付の対象となる補助事業は、次に掲げるとおりとする。

（1）観光協会運営補助金

（2）観光協会事業補助金

（3）那覇爬龍船振興会補助金

（4）那覇大綱挽保存会補助金

（5）琉球王朝祭り首里事業補助金

（6）プロ野球キャンプ等支援事業

（7）外国人観光客誘客促進事業

（8）観光まちづくり整備補助金

（9）観光案内所運営補助金

（10）沖縄国際映画祭関連事業補助金

（11）首里城祭「琉球王朝絵巻行列」事業補助金

（12）那覇爬龍船振興会運営改善補助金

（13）早朝・夜間の活動時間創出支援事業

（14）その他第2条の目的を達成するために特に市長が必要と認める事業

2　前項各号に掲げる補助事業の交付の対象となる経費区分は別で定め、経費の支払上限額は予算執行方針運用細則に準ずるものとする。

（交付の申請）

第5条　補助金の交付の申請をしようとする者は、那覇市観光振興事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（第1号様式の2）

（2）収支予算書（第1号様式の3）

（3）団体調書（第1号様式の4）

（4）定款、規約等の写し

（5）資金状況を確認できる書類（前年度決算書等）の写し

（6）見積書等経費の内訳が分かる書類の写し

（7）その他市長が必要と認める書類

2　前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付を申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3　交付の申請金額は、千円未満切り捨てとする。

（交付の決定）

第6条　市長は、前条の規定による交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、那覇市観光振興事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

2　市長は、交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3　市長は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4　市長は、補助金を交付することが不適正と認めたときは、那覇市観光振興事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（交付の条件）

第7条　補助金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ那覇市観光振興事業費補助金事業計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出すること。

（2）補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ那覇市観光振興事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出すること。

（3）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに那覇市観光振興事業費補助金事業事故報告書（第6号様式）を市長に提出し、その指示を受けること。

2　市長は、前項第1号の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、事業計画の変更が適正であると認めたときは、那覇市観光振興事業費補助金交付決定変更通知書（第4号様式の2）により通知する。

3　市長は、第1項第2号の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、事業の中止（廃止）が適当と認めた場合は、那覇市観光振興事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書（第5号様式の2）により通知する。

（暴力団等との契約締結の禁止）

第7条の2　補助事業者は、那覇市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、再委託契約、物品等の購入契約及びその他の契約を締結してはならない。

（産業財産権に関する届出）

第8条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、那覇市観光振興事業費補助金産業財産権届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条　補助事業者は、交付規則第8条に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、那覇市観光振興事業費補助金事業交付申請取下げ書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第10条　補助事業者は、交付規則第11条に基づき、補助事業の遂行状況に関して市長が報告を求めたときは、那覇市観光振興事業費補助金事業遂行状況報告書（第9号様式）を市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条　補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日以内又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、那覇市観光振興事業費補助金実績報告書（第10号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第3号から第7号までの書類のうち市長が認めたものについては、提出を要しないものとする。

（1）事業報告書（第10号様式の2）

（2）収支決算書（第10号様式の3）

（3）契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類の写し

（4）支払領収書の写し又は代金の支払いを証明できる書類の写し

（5）関係法令等に基づく許認可等に関する証書の写し

（6）印刷物、制作物（映像、音楽等）の完成品

（7）事業実績の全体像が把握できる写真

（8）その他市長が必要と認める書類

2　前項第3号及び第4号の書類については、科目ごとの収入又は支出を示す帳簿の写しの提出及び当該帳簿に記載されている個々の収入又は支出に係る証憑書類の提示をもって代えることができる。

3　補助事業者は、補助事業が完了せずに交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月20日までに交付規則第12条の規定に基づき、第1項に準ずる実績報告書を市長に提出しなければならない。

4　補助事業者は、第1項又は前項に規定する実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第12条　市長は、前条第1項の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容（第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市観光振興事業費補助金確定通知書（第11号様式）により通知する。

2　市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3　前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条　市長は、第7条第1項第2号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条の交付決定の内容（第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）法令、この要綱又はこれらに基づき市長の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（4）補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2　市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。ただし、交付規則第9条に規定する経費若しくは第7条第1項の規定に基づく申請日より前に既に支出している経費又は債務が確定している経費のうち、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

3　市長は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4　第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条　補助事業者は、第12条に規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項に規定する報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3　前項の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（概算交付）

第15条　市長は、補助事業の目的又は内容の性質上その事業の終了前に補助金を交付しなければ、交付の目的を達成することが困難であると認めるときは、交付規則第15条に基づき事前に概算交付することができる。

2　補助事業者は、概算交付を申請するときは、那覇市観光振興事業費補助金概算交付申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第16条　補助事業者は、補助事業の実施により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2　補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（第14号様式）を備え、管理しなければならない。

3　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める実績報告書に取得財産等明細表（第15号様式）を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条　補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業完了後も市長の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2　補助事業者は、取得財産等の処分の承認を受けようとする場合は、那覇市観光振興事業費補助金取得財産等の処分承認申請書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の収益納付）

第18条　補助事業者は、補助事業の実施中及び終了後一定期間内に、補助対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡、実施権の設定その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、那覇市観光振興事業費補助金収益状況報告書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2　補助事業者は、市長が前項に規定する報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、市長の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納入しなければならない。

3　市長は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の経理）

第19条　補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第20条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

1　この要綱は、平成28年3月9日から施行する。

2　那覇市観光振興事業補助金交付要綱（昭和52年6月1日施行）は廃止する。

3　この要綱の施行の日前に、この要綱による廃止前の那覇市観光振興事業補助金交付要綱により補助金の交付を受けた者に係る取扱いについては、従前の例による。

付　則（平成29年3月15日 経済観光部長決裁）

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

付　則（平成30年3月27日 経済観光部長決裁）

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

付　則（平成31年3月25日 経済観光部長決裁）

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

付　則（令和2年3月25日 経済観光部長決裁）

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

付　則（令和3年3月26日 経済観光部長決裁）

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

付　則（令和4年3月29日 経済観光部長決裁）

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

（第1号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金交付申請書

　みだしのことについて、事業を下記のとおり実施したいので、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　申請額

4　事業実施期間

5　添付書類

（1）事業計画書（第1号様式の2）

（2）収支予算書（第1号様式の3）

（3）団体調書（第1号様式の4）

（4）定款、規約等の写し

（5）資金状況を確認できる書類（前年度決算書等）の写し

（6）見積書等経費の内訳が分かる書類の写し

（7）その他市長が必要と認める書類

以上

（問い合わせ先）

部署名

役職・氏名

連絡先

E-mail

（第1号様式の2）

那覇市観光振興事業費補助金　事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 |  |
| 実施事業名 |  |
| 事業費総額（申請額／自己負担額） |  |
| 事業スケジュール | 別紙のとおり（様式自由） |
| 事業概要及び目的 |  |
| 実施体制図 | 別紙のとおり（様式自由） |
| 成果指標（目標値及び設定根拠） |  |
| 次年度以降の持続性及び発展性が見込まれる理由 |  |
| 事業実施に関する支援団体の有無 | 共催 |  |
| 後援 |  |
| 協賛 |  |
| その他 |  |

※当該事業の説明を補足する資料があれば添付してください。

（第1号様式の3）

那覇市観光振興事業費補助金　収支予算書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総事業費 | 交付対象経費 | 交付対象外経費 |
| 補助金申請額 | 自己負担 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| 収入額　　円　　　　　　　9800000　9800000円 | 支出額　　円　　　　　　　　9800000円 | 差引額　　　　　　　　　　　円 |

収入の部（単位／円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 積算内容 |
|  |  　　円 |  |
| 収入計 | 円 |  |

支出の部（単位／円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 積算内容 |
|  | 円 |  |
| 支出計 |  |  |

（第1号様式の4）

那覇市観光振興事業費補助金　団体調書

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 | 〒（電話）（FAX）（E-mail） |
| 役職及び代表者名 |  |
| 設立年月日 |  | 団体構成員 | 　　　　　　　　　人 |
| 設立目的 |  |
| 活動実績 |  |

（第2号様式）

那覇市指令経観第　　　号

　　　　年　月　日

　　　　　　　　様

 　那覇市長

那覇市観光振興事業費補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付、申請のあった那覇市観光振興事業費補助金の交付申請については、下記のとおり決定したので、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　交付決定額

4　事業実施期間

5　交付の条件

（1）補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ那覇市観光振興事業費補助金事業計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けること。

（2）補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ那覇市観光振興事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けること。

（3）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに那覇市観光振興事業費補助金事業事故報告書（第6号様式）を市長に提出し、その指示を受けること。

以上

（第3号様式）

那覇市指令経観第　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

 那覇市長

那覇市観光振興事業費補助金不交付決定通知書

　　　年　　月　　日付、申請のあった那覇市観光振興事業費補助金の交付申請については、補助金を交付しないことを決定したので、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定により通知します。

（第4号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金事業計画変更承認申請書

　　　　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業の計画内容について、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第7条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　変更の内容

4　変更の理由

5　補助金交付変更額

　　　　　 交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

交付変更申請額　　　　　　　　　　　　　　円

差引増（減）額　　　　　　　　　　　　　　円

以上

（備考）

1　変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。

2　事業計画の新旧対照表を添付すること。

（第4号様式の2）

那覇市指令経観第　　　号

　　　 年　月　日

　　　　　　　　様

 　那覇市長

那覇市観光振興事業費補助金交付決定変更通知書

　　　年　　月　　日付、申請のあった那覇市観光振興事業費補助金事業計画の変更については、下記のとおり決定したので、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（本変更承認前の交付決定額　　　　　　　　　　　 　　　円）

4　事業実施期間

5　交付の条件

（1）補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ那覇市観光振興事業費補助金事業計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けること。

（2）補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ那覇市観光振興事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けること。

（3）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに那覇市観光振興事業費補助金事業事故報告書（第6号様式）を市長に提出し、その指示を受けること。

（第5号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

　　　　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業について、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第7条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　中止（廃止）の理由

4　中止の期間（廃止の時期）

以上

（備考）

1　中止（廃止）の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。

（第5号様式の2）

那覇市指令経観第　　　号

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

 那覇市長

那覇市観光振興事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書

　　　年　　月　　日付、申請のあった那覇市観光振興事業費補助金の事業中止（廃止）承認申請については、これを適当と認めたので、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

（第6号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金事業事故報告書

　　　　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業について、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第7条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり事故があったので報告します。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　事故の進捗状況

4　事故発生までに要した費用

5　事故の内容及び原因

6　事故に対する措置

以上

（備考）

1　事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

（第7号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金産業財産権届出書

　　　　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業について、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1　種類（番号及び産業財産権の種類）

2　内容

3　相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

以上

（第8号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金交付申請取下げ書

　　　　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業について、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　交付決定通知書の受領年月日

4　交付の申請を取り下げようとする理由

以上

（第9号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金事業遂行状況報告書

　　　　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業について、現在までの遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　事業の遂行状況（　　　　年　　月　　日現在）

4　事業経費の中間収支計算書

5　その他参考となる事項

以上

（第10号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金事業実績報告書

　　　　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業について、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　交付決定額

4　精算額

5　返還額

6　事業の実施期間

7　添付書類

（1）事業報告書（第10号様式の2）

（2）収支決算書（第10号様式の3）

（3）契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類の写し

（4）支払領収書の写し又は代金の支払いを証明できる書類の写し

（5）関係法令等に基づく許認可等に関する証書の写し

（6）印刷物、制作物（映像、音楽等）の完成品

（7）事業実績の全体像が把握できる写真

（8）その他市長が必要と認める書類

以上

（第10号様式の2）

那覇市観光振興事業費補助金事業　事業報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 |  |
| 実施事業名 |  |
| 事業実績額（補助金精算額／自己負担額） |  |
| 事業概要 |  |
| 実施内容 |  |
| 成果指標（指標、数値等） |  |
| アンケート結果 | 別紙のとおり |
| 事業評価及び改善点 |  |
| 事業実施に関する支援団体の有無 | 共催 |  |
| 後援 |  |
| 協賛 |  |
| その他 |  |

（第10号様式の3）

那覇市観光振興事業費補助金　収支決算書

収入の部（単位／円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 積算内容 |
|  | 円 |  |
| 収入計 | 円 |  |

支出の部（単位／円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 積算内容 |
|  | 円 |  |
| 支出計 | 円 |  |

（第11号様式）

那経観第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

那覇市長

那覇市観光振興事業費補助金確定通知書

　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定を通知した当該事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　交付決定額

4　額の確定額

5　返還額

以上

（第12号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

　　　年消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　補助金額（交付要綱第12条第1項による額の確定額）

4　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

5　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

6　補助金返還相当額

以上

（備考）

1　確定申告書等を 添付すること。

（第13号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金概算交付申請書

　　　　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業について、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　交付決定額

4　概算交付申請額

5　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |

以上

（備考）

1　今回請求額の積算内訳を記載した書類（支出証拠書類含む） を添付すること。

（第14号様式）

取得財産等管理台帳（　　　　年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 数量 | 単位（円） | 金額（円） | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（備考）

1　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

2　財産名の区分には、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（工業所有権）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

3　数量は、同一規格等であれば一括して貴志して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は、分割して記載すること。

4　取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（第15号様式）

取得財産等明細表（平成　　年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 数量 | 単位（円） | 金額（円） | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（備考）

1　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

2　財産名の区分には、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（工業所有権）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

3　数量は、同一規格等であれば一括して貴志して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は、分割して記載すること。

4　取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（第16号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金取得財産等の処分承認申請書

　　　　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1　処分しようとする財産及び処分の理由

（1）財産の名称

（2）処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付または担保の提供の別を記載すること。）

（3）金額

（4）取得年月日

（5）処分年月日

（6）処分の理由

2　相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

以上

（第17号様式）

　　年　　月　　日

那覇市長　宛

団体名

所在地

役　職

代表者　　　 　　　　　　印

那覇市観光振興事業費補助金収益状況報告書

　　　　　　年　　月　　日付、那覇市指令経観第　　　号で交付決定の通知を受けた当該事業について、那覇市観光振興事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、収益状況を下記のとおり報告します。

記

1　補助事業名

2　実施事業名

3　交付金の確定額及びその通知日

4　報告期間 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

5　収益状況

（単位／円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産業財産権の名称または財産分配の概要 | 収益額 | 算出根拠 |
|  |  |  |

以上